



## STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ2010 推進ニュース

### —介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！—

**方針「今後の介護ウェーブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう！**

**個別具体的な課題の議論が終了 11月に最終まとめの確定へ  
厚労省「社会保障審議会介護保険部会」(第33回)が開催(2010年9月24日)**



介護保険法の見直しに向けて、厚労省の「社会保障審議会介護保険部会」(部会長：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授・山崎泰彦氏)は、第30回目の会合を開き、個別具体的な課題として、①介護人材の確保と処遇改善策について、②情報公表制度の在り方について、③介護保険制度における指導監督についての議論が行われ、介護サービス情報の公表制度の手数料廃止や、実地指導の事業者に対する文書の提出依頼を指定市町村事務受託法人に委託できるようにするといった方針が示されました。今回で、個別具体的な課題の議論は終了となり、次回(10月7日)に「制度見直しの基本的な考え方」が示され、あと数回の議論を経て、厚労省は11月に最終報告をまとめる方針です。

### **常勤者450万円以上、非常勤者1,800円以上の賃金水準目標を設定すべき**

処遇改善について、「介護従事者が希望と誇りを持って働き続けるためには、全産業平均年収を下回らない額として、常勤者450万円以上、非常勤者1,800円以上の賃金水準目標を設定すべき(河原四良氏・U I ゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長)」、「母子家庭でもフルタイム働いて子育てもできるような水準が必要(吉田昌哉氏・日本労働組合総連合会生活福祉局次長)」、「ヘルパーの方の相談で、1日15時間拘束で6,400円の賃金。移動や待機は無報酬で喫茶店で休むにはお金もかかるため、じっと車で待っているという実態がある。安心して生活設計ができるような給与体系が必要(勝田登志子氏・認知症の人と家族の会福代表理事)」と、介護職員の給与水準の引き上げの必要性が示されました。また、「特養の3対1基準を見直す等、現行よりも手厚い人員基準にすることが効果的。さらに、ユニット型個室と多床室の人員基準が同じであることは早急に是正し、グループホーム等の夜間人員基準を2人体制に改めるべき(結城康博氏・淑徳大学総合福祉学部准教授)」と、人員基準の引き上げによる処遇改善策が提案されました。

キャリアアップに関しては、「無資格者、ヘルパー2級資格者、介護福祉士いずれであっても同じ介護業務が可能であるため、現在の介護士におけるキャリア・アップは、利用者や一般市民には理解しがたい。本来、キャリアアップを考えるならば、上級資格者に応じて許される介護業務等を考えていくべき(結城康博氏・淑徳大学総合福祉学部准教授)」と、国家資格である介護福祉士を上級資格として業務独占的な要素を加える必要性や、「ヘルパーから介護福祉士、そしてケアマネというキャリアアップの流れがあるが、介護福祉士の上がケアマネで本当にいいのか、別途場を設けて検討が必要(木村隆次氏・日本介護支援専門員協会会长)」と、現在の介護職のキャリアアップの最終地点がケアマネジャーという流れに対し、異論が示されました。

処遇改善交付金については、「国が直接労働者に賃金を支払うシステムは違和感があり、交付金は介護報酬の基本単価に組み入れるべき(河原四良氏・U I ゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長)」、「介護従事者の処遇の原資は基本的に介護報酬であるべき(三上裕司氏・日本医師会常任理事)」、「処遇改善交付金は本来、介護報酬に盛り込まれるべきで、2012年介護報酬改定の引き上げで対応すべき。しかし、交付金による場合は、現在の1.5万円よりも高くし、介護に関する職種も対象とすべき(結城康博氏・淑徳大学総合福祉学部准教授)」等、交付金ではなく介護報酬での対応を求める意見が多数されました。

逆に、「第5期から介護報酬に入ると、第2号被保険者や企業の負担も増えることになる。特に中小企業の費用負担は相当なものとなる。あるべき論だけではなく、加入者の負担をトータルで考えることが必要（貝谷参考人・全国健康保険協会）」、「質の高いサービスを行っている事業者に対し、重点的に交付していくべき（久保田政一氏・日本経済団体連合会専務理事）」、「介護報酬の引き上げによる対応の場合は、保険料や利用料に配慮が必要（青木参考人・全国知事会）」等、介護報酬での対応に慎重な意見も出されています。

## 介護サービス情報の公表制度 手数料廃止へ厚労省方針を示す

厚労省は、「介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）」で、手数料の廃止等についての方針を示し、今後、都道府県から意見を求め法改正に盛り込む方向です。具体的には、現行の基本情報及び調査情報の内容を原則とし、事業所等の負担軽減として手数料を廃止し、1年に1回の調査の義務づけを都道県が必要と認めた場合に行うことにしています。

各委員からは、「制度は廃止すべきで、高齢者はインターネットを使わないし、情報もあるなししかない内容で形式的なもの（勝田登志子氏・認知症の人と家族の会福代表理事）」と、廃止を求める意見や、現行制度について、「利用者の立場に立って、分かりやすい多角的な情報を公表するように抜本的に見直す必要がある（青木参考人・全国知事会）」、「他にも指導監査、福祉サービスの第三者評価、グループホームの外部評価など、事業所をチェックする公的な仕組みはあるが、これらに関する利用者の認知度は低く、活用が十分とは言えない。基本的には指導監査体制の強化を図り、類似制度の整理再編を行い、事業者負担（経済的・事務的）の軽減と費用対効果のある、利用される制度に見直す必要がある（齊藤秀樹氏・全国老人クラブ連合会理事・事務局長）」等、利用者の立場に立った抜本的な見直しの必要性が指摘されました。

## 指導監督等にあたる自治体職員の一部に上から目線で対応しがちな者が多い



指導監督の実態について、「一部の保険者を除いて都道府県も含めて現場力の低下が指摘される。自治体職員は数年で人事異動もあり、必ずしも介護現場に精通した職員が介護関連部署にいるわけではない。しかも、措置制度時代とは異なり、直接、介護現場の経験がない自治体職員が指導監督の業務に就いている傾向にある。そのため現場経験者を含めた指導監督体制の構築が求められる。それによって悪質な介護事業者を、より的確に見分けることができる。また、指導監督等にあたる自治体職員の一部に上から目線で対応しがちな者もあり、指導監督にあたっての接遇研修をさらに実施していくべきである（結城康博氏・淑徳大学総合福祉学部准教授）」、「上から目線は、医療分野でもあることで、よく考えてもらいたい（三上裕司氏・日本医師会常任理事）」、「本来、精度を上げて未然に不正を防ぐのが必要だが、少しの落ち度を探して、ノルマがあるかのように、自主返還をさせるようなことになっている（耕田和平氏・全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長）」、「いきすぎた対応、誤っているものを取り締まる第三者評価機関が無いので設置が必要。また、ローカルルールによる不適切な指導があり、バラツキを小さくする検討が必要（北村俊幸氏・民間介護事業推進委員会代表者）」と、現在の指導監督を行う都道府県職員、保険者職員の質の向上の必要性が指摘されました。

都道県の立場としては、「営利企業の参入で利益優先の経営姿勢の事業者や、制度の不理解の事業者も少なくなく、指導監督はより一層の強化が必要。しかし、行政改革で職員が減り、従来のような対応ができなくなっている。そのため、都道府県、市町村の役割を整理することが必要。監査は担当職員の質の向上から、都道府県間の連携が必要。施設は、社会福祉法人の監査など重複しているものがあるので整理が必要（青木参考人・全国知事会）」と、指導監督が重要である一方、職員不足等から役割が発揮できない悩みも出されました。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp